

第3回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会

議 事 錄

1 日 時 令和7年10月27日（月）午後1時05分～

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室CD

3 出席者 公益代表委員 片山 裕之
佐藤 吾郎
長谷川 珠子

労働者代表委員 国友 雅彦
西崎 知佳
山本 浩二

使用者代表委員 上田 哲也
菊山 章弘
鶴海 元

事務局 労働基準部長 政木 隆一
賃金室長 黒田 和美
賃金指導官 中本 弘一
監督監察官 諏訪 雅浩
労災補償監察官 木村 弘之

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第3回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。本日の審議は公開となります。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は労働者側委員の国友委員が遅れての参加予定で現時点では出席されておりませんが、他の委員8名がご出席でございますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である3分の2以上、又は公労使各委員の3分の1以上の出席の条件を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

1 特定最低賃金額審議
でございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひします。

佐藤部会長

皆さま、ご苦労様です。

第3回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

はじめに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんのがんのないご意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

10月1日の専門部会において、全会一致で改正決定の必要性有りの答申を受け、本日より具体的な金額提示による審議となります。

特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されていることからも、全会一致の議決に至るよう努力することとされていますので、労使委員のご協力をよろしくお願ひします。

まず、岡山局の他産別の状況と他局の状況について事務局からお願ひします。

黒田室長

それでは、他部会及び他局の審議状況について、ご報告いたします。

他部会につきましては、耐火物、鉄鋼業、電機、船舶が現在金額審議中です。必要性の有無の審議において、自動車が必要性有りで結審し、金額審議はこれからという状況です。各種商品小売業につきましては、全会一致で必要性ありには至らず、専門部会での審議を終了し、本審へ報告となりました。

また、他局の一般機械の審議状況は 10 局が結審しております。
引上げ額と改定額を報告させていただきます。

山形局 プラス 58 円、改定額 1,070 円、
栃木局 プラス 15 円、改定額 1,070 円、
石川局 プラス 50 円、改定額 1,090 円、
静岡局 プラス 60 円、改定額 1,133 円、
大阪局 プラス 70 円、改定額 1,197 円、
兵庫局 プラス 63 円、改定額 1,150 円、
島根局 プラス 66 円、改定額 1,134 円、
徳島局 プラス 64 円、改定額 1,134 円
香川局 プラス 66 円、改定額 1,158 円、
愛媛局 プラス 65 円、改定額 1,114 円、

以上となっております、効力発生日につきましては、島根局が法定発効、その他の局は指定日発効となっております。

次に、お手元の資料について説明いたします。

意見聴取の公示により、意見要旨の提出がございました。提出は専門部会の関係労使からのものになります。内容につきましては、改正決定の必要性の有無の審議におきまして、双方から基本的な考え方を含め、意見表明された内容となっておりますので、ご確認いただければと思います。なお、他の使用者団体、労働者団体からの意見の提出はございませんでした。以上です。

佐藤部会長

提出のありました意見要旨について、労使各側から補足などありますでしょうか。

(特になし)

佐藤部会長

次に、金額審議の運営について、事務局から説明をお願いします。

黒田室長

金額審議において、改定する特賃額は、現在の一般機械器具製造業の特賃額 1,054 円に対し有額としていただくことが必要となります。また、6 月 18 日に労側委員から提出されました「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、この度の金額審議における上限額となりますのでご留意ください。

佐藤部会長

それでは審議をはじめます。例年どおり、公労・公使の二者協

議とし、労側、使側からそれぞれ個別に金額提示、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(同意する声)

佐藤部会長 それでは、まず、労側からご意見をお聞きすることとし、事前に打合せ必要でしょうか。すぐに始めてよろしいでしょうか。

労働者側委員 少し時間をいただければと思います。

佐藤部会長 どれくらい、どういたしましょうか。

労働者側委員 来られる時間によりますが、国友委員が1時30分までには来られるということですので、30分からということでどうでしょう。

政木部長 状況次第で時間を調整いただければ。30分目安でどうでしょう。

労働者側委員 30分までかかると思うので、着き次第打合せをさせてもらうので、とりあえず30分ということでお願いします。

佐藤部会長 そうしましたら、30分からお願いしたいと思います。

黒田室長 事務局で控室にご案内いたします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

(打合せ中、国友委員到着)

佐藤部会長 では、これより公労使の全体会議を再開いたします。

先ほど労使それぞれから金額提示がありました。部会長の私から提示した金額及びその理由、根拠について、概要を説明させていただきます。

まず、労側ですが、一般機械器具製造業の特徴、つまり特殊な技術であること、労働環境が厳しいことから昨年に引き続き地賃との優位性は維持する必要があること。具体的には昨年の地賃額982円、特定最賃1,054円、対比率は7.33%であったことから、昨年度の対比率を維持するという考え方に基づいて、今年は76.74円となり、76円引上げ、具体的には1,130円ということです。

次に使側の概要を説明いたします。使側といたしましては、県

の経営者協会の数字 4.48%、正味 47 円を基本的な根拠として、当該データは岡山県全体のものである。そこで中小・零細企業を加味して基本は 3 %として 31 円の提示ということです。

以上が労使の意見ということでございます。

実際に労使それぞれから個別にご意見をお聞きし、具体的な金額提示をいただきましたが、労使の意見に隔たりがまだあるようです。委員の皆さん、進行を含めて何かご意見がありますでしょうか。

労働者側委員

本日遅れての参加となり申し訳ありませんでした。

76 円という金額を 1 回目に提示させていただきましたが、前回の必要性審議の時に、使側からも譲歩いただき必要性ありとなつたことも重々承知をしたうえで、いくらの提示をするのかということについて正直悩みました。まだ他県の状況もそんなに多く決まっていないこともあります。また、県内の他の部会の特定最賃も審議中というところも多く、まだ結審していない状況で、いきなり低い数字から入るということ、出せないということもご了解いただければと思っています。

佐藤部会長

使側の委員の方から何かございますか。

使用者側委員

特にございません。ただ、強いて言えば今回数値が開き過ぎているので、先ほど言われたように、県の他の部会の内容がどうなるのかとか、そちらから出た数字をもって、どうするかということも検討した方がいいのかということも考えています。このあと続けてやることはどうなのかということも思ったります。

もう一回、やりますか。今日はとりあえず提示を聞いて、それをもって次回に回すか。

労働者側委員

労側としてもいくらかは降りられるとは思いますが、先ほど言いましたように他の業種とか、他県の状況もありますので、いきなりということも限界があることはご理解いただきたいと思います。

使用者側委員

次回ということでどうでしょう。

佐藤部会長

そうしましたら、先ほどご意見をいただきましたが、結論としては、次回に持ち越しということにさせていただきたいと思います。

(意見なし)

佐藤部会長 それでは、本日はこれ以上の進展が見込まれませんので、金額審議を終わります。

事務局から何かありますか。

黒田室長 特にございません。

佐藤部会長 それでは、本日はこれを持ちまして、第3回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を終わります。次回は11月4日火曜日、午後3時から第4回専門部会を開催します。次回は出来れば結審又はそれに近い状況まで審議したいと考えております。委員の皆さんのご協力をお願いします。

本日は大変御苦労様でした。